

あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

チェック!!



1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 **基本給 + 諸手当***
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象でない •ボーナス •残業代 •精皆勤手当
•通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

- 時給の人** 時給額 そのままでOK!
- 日給の人** $\text{日給額} \div (\text{1日の所定労働時間})$
- 週給の人** $\text{週給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{週の所定労働日数})$
- 月給の人** $\text{月給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数} \div 12)$
- 歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
なんでも労働相談ダイヤルへ!

